

随意契約の状況			担 当 課 ： 水産課振興係	
			契 約 日 ： 令和7年6月27日	
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額 (税抜)
令和7年度ホタテ貝のアイヌ ブランド化事業(ホタテ稚貝移 入育成試験事業) 業務	八雲町漁協管内のホタテ貝養 殖漁場において、ホタテ貝養殖 桁を使用し、移入・育成試験を 行う業務。	令和7年6月27日から 令和8年2月27日まで	八雲町内浦町155番地3 八雲町漁業協同組合 代表理事組合長 水 口 忠 行	105,624,981円 (96,022,710円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
当該委託業務は、八雲町漁協管内のホタテ貝養殖漁場において、ホタテ貝養殖桁を使用し、移入・育成試験を行う業務である。このため、ホタテ養殖漁業者との調整等を行う必要があり、八雲町漁業協同組合でなければ当該調整を行うことができない。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。				